

## 枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

### (目的)

第1条 この検査指針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定並びに介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）に基づき、枚方市が法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）に関する基本的事項を定めることにより、その的確かつ効率的な検査の実施を目的とする。

### (検査実施機関)

第2条 検査は、健康福祉部福祉指導監査課が実施する。

### (検査体制等)

第3条 検査は、2人以上からなる検査班を編成し、国及び大阪府と密接な連携の下に実施するものとする。

### (検査方針)

第4条 検査は介護サービス事業者の業務管理体制の整備状況を検証するとともに、同体制の状況に問題があると認められる場合においては、事実関係の的確な把握等を前提に、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

### (検査の対象)

第5条 検査の対象は、法第115条の32第2項第4号に定める介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

### (検査の実施方法等)

第6条 検査の実施方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、書面検査（別に定める報告書の提出を求めることにより行う検査をいう。以下同じ。）を実施するものとする。ただし、書面検査により確認した内容に不備又は不明瞭な事項がある場合は、対象事業者若しくはその従業者に出頭を求め、又は関係者に質問し、若しくは立入検査（対象事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の関係する場所に立ち入って行う検査をいう。以下同じ。）により当該内容を確認するものとする。
- (2) 特別検査 法第77条第1項、第78条の10、第84条第1項、第92条第1項、第104条

第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19又は第115条の29（以下「指定等取消し条項」という。）のいずれかに該当するものとして指定又は許可の取消しの対象となる事業所又は施設に対して、当該指定又は許可の取消しの理由となる事実に関して組織的な関与を行っているかを確認するものとする。

（実施時期）

第7条 一般検査は、概ね6年に1回実施するものとする。

- 2 一般検査は、前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合には、随時実施できるものとする。
- 3 特別検査は、指定等取消し条項に規定する指定又は許可の取消し相当の事案が発覚した場合に随時実施する。ただし、枚方市介護保険サービス事業者等指導及び監査指針に基づき監査の実施に引き続き、実施するものとする。

（実施通知）

第8条 検査の実施に当たっては、対象事業者に対し、実施時期等必要な事項を事前に通知するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、実効性のある実態把握の観点から、市長が必要と認める場合には、一般検査における立入検査についてあらかじめ通知しないことができるものとする。この場合において、検査開始時には速やかに告知するものとする。また、特別検査を実施する場合も同様とする。

（報告）

第9条 検査担当職員は、一般検査における書面検査又は立入検査が終了した際には速やかに市長に報告するものとする。また、特別検査が終了した場合も同様とする。

（行政上の措置）

第10条 市長は、一般検査又は特別検査の結果、対象事業者が適正な業務管理体制の整備を行っていないと認める場合には、次に掲げる行政上の措置を行うものとする。

- (1) 法第115条の34第1項の規定に基づき、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- (2) 前号の勧告を受け対象事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、法第115条の34第2項の規定に基づき、その旨を公表することができる。
- (3) 対象事業者が正当な理由なく第1号の勧告に係る措置をとらなかったときは、法第115条の34第3項の規定に基づき、当該対象事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) 前号の命令をした場合、法第115条の34第4項の規定に基づき、その旨を公示しなければならない。

2 市長は、特別検査の結果、対象事業者の指定又は許可の取消しの理由となる事実に関して組織的な関与があると認めた場合で、当該対象事業者が指定等取消し条項の規定に基づき指定又は許可の取消しとなった場合は、法第70条第2項等の規定により、当該対象事業者が申請者である指定又は許可に係る申請（更新を含む。）については、指定又は許可をしないこととする。

(特別な処置)

第11条 市長は、対象事業者が前条第1項第3号の命令に係る措置をとらないときは、指定等取消し条項の規定に基づき指定又は許可を取り消し、又は期間を定めてその指定又は許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(情報の提供)

第12条 市長は、必要があると認めた場合は、検査の内容及び結果について厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長へ情報を提供するものとする。

(委任)

第13条 この検査指針に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この指針は、令和2年4月14日から施行する。
- 2 枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成30年4月1日施行。以下「旧指針」という。）は廃止する。
- 3 この指針の施行の日前に旧指針の規定によりなされた指導その他の行為は、この指針の相当規定によりなされた指導その他の行為とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。